

平成29年度 第1回

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会議事概要

平成29年11月14日（火）15:00～15:50

KKRホテル広島1階「孔雀」

【出席者】

委員(出席)：景山委員，片岡委員，川本委員，熊谷委員，河野委員，鈴木委員，
寺田委員，仲島委員，久光委員，檜谷委員，牧尾委員，村上委員

委員(欠席)：荒川委員，金子委員，清田委員

広域連合：藏田広域連合長，守田事務局長，谷川事務局次長兼総務課長，
亀田会計管理者兼会計課長，大下業務課長

【会議要旨】

1 開会

事務局から委員の過半数の出席があり，審議会が成立していることを報告

2 広域連合長挨拶

3 委員の紹介

事務局から各委員を紹介

4 事務局職員の紹介

5 運営審議会の概要の説明

6 議事

(1) 会長の選任について

片岡委員を会長に選任

(2) 副会長の選任について

檜谷委員を副会長に選任

(3) 会議の公開について

会議を公開することを決定

発言は、会長の許可を得てから発言することを申合せ

会議録は要点筆記とし、発言者名は記載しないこと

(4) 諮問事項について

○広域連合長から審議会会長に対し、諮問書の受け渡し

〔諮問事項〕

広島県後期高齢者医療広域連合における平成30年度及び平成31年度の保険料率の設定について

○諮問事項について事務局から説明

○質疑等

(委 員) 保険料率は今後の見通しとして、どんどん上がっていくものなのか。

(事務局) 現時点では剰余金を使わない設定をしているが、次回の審議会ではそれらの活用が見込めるため、それらの数値を反映し、他にも今後変動する要因があるので、国からの情報を踏まえて試算を1月に提示する。

(委 員) 収納率は高水準ではあるが、それでも未収が0.6%ある。取り組みなどを教えて欲しい。

(事務局) 各市町にて広報誌をはじめ、様々な手段で広報活動を行っている。
支払い能力がありながら保険料納付の意思が無い方については、預貯金不動産等の差し押さえを行って収納率の向上を目指している。

(委 員) 広島県広域連合独自推計被保険者数の算出方法について教えて欲しい。
また、保健事業の金額が大きく伸びているが、その要因を教えて欲しい。

(事務局) 各市町に73, 74歳の人口を調査し, それを基に転入転出等の異動状況を踏まえ算出した。

保健事業では重症化予防などの事業を市町が実施するために, 経費を計上したことから事業費が大きく伸びた。

(委員) 医療費の増加については医療提供側も考えていかなければならないと思う。新たに高価な薬も開発されるなど薬価も高いため, ジェネリックの普及なども考えなければならない。

(委員) 他にも再生医療などの非常に高価な医療が出てきているので, 広島県全体で知恵を出しながら考えて行くことが大切である。

7 閉会

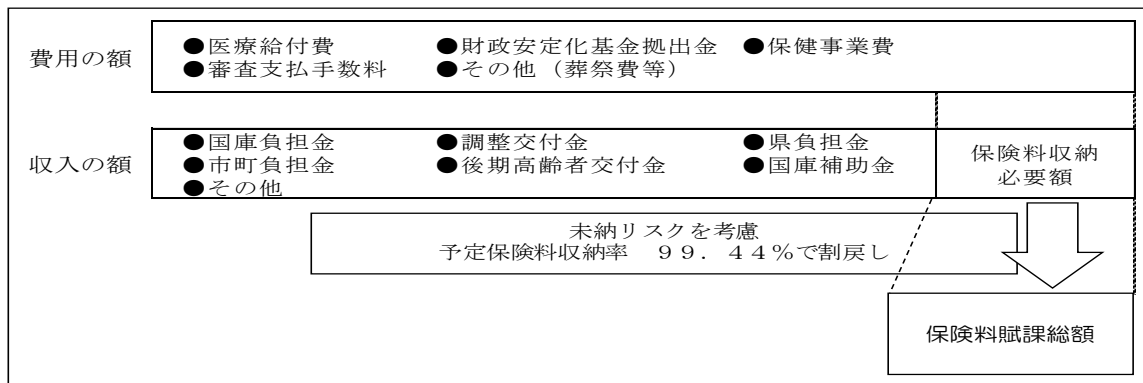
【諮問事項】

平成30年度及び平成31年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 保険料率の算出方法

平成29年度の見込みに基づき、平成30・31年度における高齢者医療に係る収支を推計し、保険料賦課総額を算出する。

保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、保険料率を算出する。



$$\begin{aligned}
 & \text{保険料賦課総額} \times 50\% \div \text{被保険者数} = \text{均等割額} \\
 & \text{保険料賦課総額} \times 50\% \div \text{被保険者の所得の総額} = \text{所得割率}
 \end{aligned}$$

均等割額 : 所得割総額 = 1 : 所得係数（広島県 0.9974）

賦課限度額 62万円

所得係数は、被保険者1人当たり所得額の全国平均を1としたときの広島県の数値。

2 保険料率算定の基礎数値等

(1) 被保険者数

平成29年の被保険者数（推計値）及び平成30・31年度の年齢到達者等を広島県広域連合で調査して算定

区 分	対前年度伸び率	被保険者数
平成30年度	3.0%	411,449人
平成31年度	2.5%	421,828人
計		833,277人

(2) 医療給付費

広島県広域連合の平成29年度の給付費を推計し、過去の実績に基づいた伸び率及び診療報酬改定の影響額を広島県後期高齢者ベースで換算して算定

区 分	一人当たり医療給付費	対前年度伸び率	医療給付費（年間総額）
平成30年度	968,177円	0.2%	398,355,537,471円
平成31年度	977,859円	1.0%	412,488,437,862円
計			810,843,975,333円

(3) 予定保険料収納率

99.44% (平成28年度実績値)

(4) 後期高齢者負担率

世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、後期高齢者の負担割合を2年ごとに改定する。

11.18% (国の示す数値)

前回算定時(10.99%)と比べ、0.19ポイント(1.73%)の増加。

(※ 保険料負担 = 医療給付費 × 後期高齢者負担率)

(5) 賦課限度額

62万円 (国の制度改正に伴い変更。57万円から5万円増加)

3 剰余金の活用による保険料の増加抑制

平成29年度(決算見込み)までの剰余金64億円を活用し、保険料の増加抑制を図る。

4 保険料率の算出

(1) 保険料賦課総額

平成30・31年度の2年間の保険料賦課総額は、約758億円となる。

(単位：円)

区分		平成28・29年度	平成30・31年度
		現行料率 算定時の数値	広域連合独自推計 による算出額
費用の額： ①	医療給付費	782,806,555,786	810,843,975,333
	財政安定化基金拠出金	0	0
	特別高額医療費共同事業拠出金	202,246,771	211,319,254
	保健事業費(健康診査)	589,119,000	896,141,000
	審査支払手数料	1,555,653,000	1,631,822,000
	その他(葬祭費)	1,430,430,000	1,499,910,000
	合計	786,584,004,557	815,083,167,587
収入の額： ②	国庫負担金	188,532,724,645	195,023,618,011
	調整交付金	70,889,229,000	70,611,430,000
	県負担金	64,683,721,647	67,042,204,679
	市町負担金	61,924,501,498	63,990,706,666
	後期高齢者交付金	325,229,106,311	336,247,378,892
	特別高額医療費共同事業交付金	141,572,739	147,923,478
	国庫補助金	131,938,000	215,932,897
	剰余金	5,100,000,000	6,400,000,000
	財政安定化基金	0	0
	合計	716,632,793,840	739,679,194,623
保険料収納必要額…③=①-②		69,951,210,717	75,403,972,964
予定保険料収納率(%)…④		99.40	99.44
賦課総額(③÷④)		70,373,451,426	75,828,613,198
[伸び率]		—	[7.75%]

(2) 保険料率 (案)

平成30・31年度の保険料賦課総額をもとに、保険料率を算出する。

区 分	現行保険料率	平成30・31年度 保険料率 (案)	前回との比較
均等割額	44,795円	45,500円	705円
所得割率	8.97%	8.76%	-0.21%
1人当たり保険料額 [伸び率]	89,590円	91,000円	1,410円 [1.57%]

<新保険料率による保険料額算出事例>

算出条件 (公的年金収入のみの単身世帯)	平成29年度	平成30・31年度	対前年度比	
	年間保険料額	年間保険料額	差額	伸び率
収入240万円 (所得1,200,000円) の場合	122,834円	121,712円	-1,122円	-0.91%
収入383万円 (所得2,497,500円) の場合	239,219円	235,373円	-3,846円	-1.61%
収入8,286,783円 (所得6,317,443円) の場合	570,000円 (超過額 11,868円)	570,000円	0円	0%
収入8,887,600円 (所得6,888,220円) の場合	570,000円	620,000円	50,000円	8.77%

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例

平成19年7月19日

条例第25号

(目的)

第1条 広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関する重要事項を調査，審議するため，広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は，広域連合長の諮問に応じ，広域連合の運営に関する重要事項を調査，審議するものとする。

2 審議会は，前項に掲げる事項に関し，広域連合長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は，委員20人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから，広域連合長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 医療機関等関係者

(3) 医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者

3 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

4 委員は，再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は，委員の任期とする。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長がその議長となる。

2 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

3 会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

広島県後期高齢者医療広域連合の附属機関等の会議の公開に関する 規則

平成19年7月31日

規則第19号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものとして広域連合長が別に定めるもの（以下「附属機関等」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする。

(1) 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第12条に規定する事項を議事とする会議

(2) 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議

2 会議の公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 傍聴

(2) 会議要旨の閲覧

3 第1項ただし書の規定による会議を非公開とすることの決定は、当該附属機関等が行うものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会議の会場の受付において氏名及び連絡先を備付けの書面に記入し、附属機関等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、傍聴の受付は、原則として会議の開催当日に行い、傍聴の許可は、附属機関等の長が別に定める傍聴者の定員の範囲内において行う。

(傍聴者の入場)

第4条 傍聴者は、職員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 凶器その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携帯している者

(2) はり紙，ビラ，掲示板，プラカード，旗，のぼり，垂れ幕，メガホン，拡声器その他の物で会議の妨害となる等の理由により会場に持ち込むことが不適当と認められるものを携帯している者

(3) はち巻，ヘルメット，腕章，たすき，リボン，ゼッケン等を着用し，又は携帯している者

(4) 酒気を帯びている者

(5) 前各号に掲げる者のほか，会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると附属機関等の長が認める者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は，次の事項を守らなければならない。ただし，第3号に規定する行為は，附属機関等の長が許可した場合は，この限りでない。

(1) 静粛に傍聴し，議事内容に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 私語，会話その他騒がしい行為をしないこと。

(3) 写真撮影，録画，録音その他これらに類する行為を行わないこと。

(4) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(5) みだりに傍聴席を離れないこと。

(6) 附属機関等の長及び職員の指示に反する行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか，会場の秩序を乱し，又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第6条 附属機関等の長は，傍聴者がこの規則の規定に違反したと認めるときは，違反行為の中止を命じることができる。

2 前項の規定によって違反行為の中止を命じられた者が，それに従わないときは，附属機関等の長は，その者を退場させることができる。

3 前項の規定によって退場を命じられた者は，当日の当該退場を命じられた会議を再び傍聴することはできない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか，会議の公開に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は，平成19年7月31日から施行する。

附 則（平成30年1月17日規則第1号）

この規則は，公布の日から施行する。